

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 8 年 (行ツ) 第 2 1 0 号
決 定 日	平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	戸 倉 三 郎 岡 部 喜 代 子 木 内 道 祥 山 崎 敏 充 林 景 一
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成 2 7 年 (行ケ) 第 3 7 号 (平成 2 8 年 1 月 2 9 日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第 1 主文 1 本件上告を棄却する。 2 上告費用は上告人の負担とする。 第 2 理由 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 千 石 靖 之 (印)	

当事者目録

上	告	人	サムスン エスディーアイ (マレーシア)
			ビーイーアールエイチエーディー
同	代	表	者
同	訴	訟	代
同	理	人	弁
同	護	士	
被	上	告	人
同	代	表	者
同	委	員	長
同	指	定	代
同	理	人	
			氏 名
			内 田 晴 康 ほか
			公 正 取 引 委 員 会
			杉 本 和 行
			黒 江 那 津 子